

狛江市 ごみ半減新聞

K O M A E

Vol.44 平成24年7月

発行 狛江市建設環境部清掃課
〒201-0004 狛江市岩戸北1-1-11
狛江市ビン・缶リサイクルセンター内
☎03-3488-5300(直通)



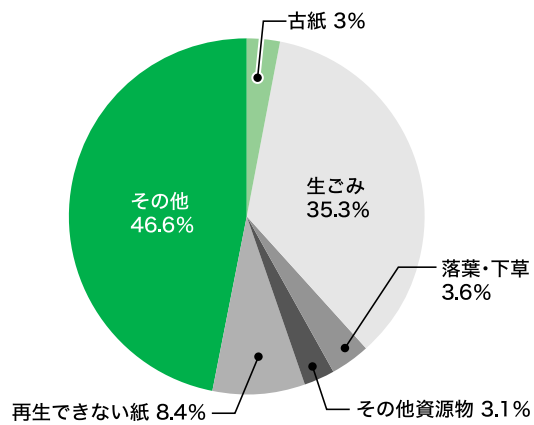
ごみ分別の再確認を お願いいたします

皆様が出されたごみは、狛江市内では処理することができないため、稲城市のクリーンセンター多摩川に処理をお願いしています。こちらでは狛江市と地元である稲城市、他に国立市・府中市の燃やせるごみを焼却しています。分別されていないごみが原因で、何度も火災や爆発が起こっています。出したあとは分別することができません。より一層のご協力をお願いします。

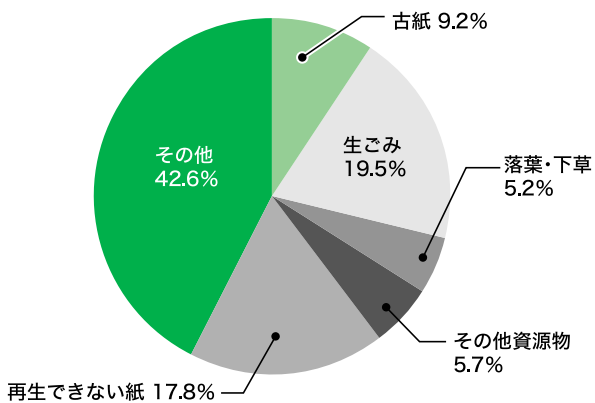
燃えるごみの中には…

清掃課では、可燃ごみがどれくらい分別されているか調べたところ、前回よりも古紙やその他の資源物が減少しており、分別されていることが分かりました。今後とも分別にご協力をお願いします。

平成23年度 (平成24年3月29日実施)

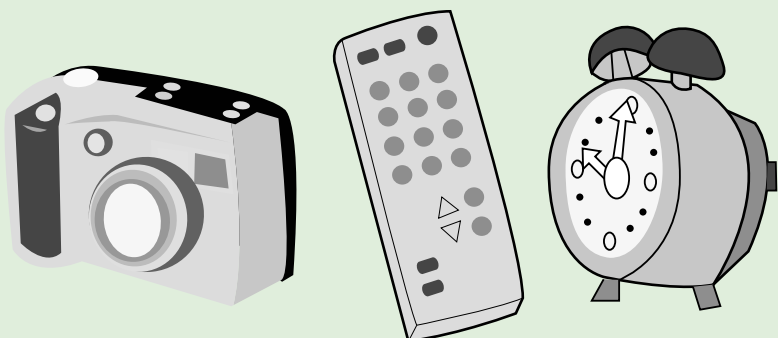


平成22年度 (平成23年3月29日実施)



電池類の確認を！！

小型電気類の中には電池類が入っていることがありますので、出すときには確認し、入っている場合は必ず取り除いてください。乾電池をごみで出すときには、有害ごみの収集日にお出しく下さい。充電式電池はリサイクル協力店へ(詳しくは狛江市ごみ・リサイクルカレンダーをご覧ください)



毛布・カーテンは古布の日に

平成24年4月より、毛布(電気毛布は除く)・カーテンが古布(資源物)として出すことができます。
※出すときは、束ねて出してください。

注意！

古布でカーテンを出すときには金属類(金属類は不燃ごみ)を取り除き出してください。

◆これは古布ではありません。

- ・布団類・電気毛布・キルティング製品・綿入り製品(大きさによって可燃ごみ又は粗大ごみ)